

市立小学校における事故について

令和7年8月19日

教育委員会事務局

1 事実関係

- (1) 令和7年7月17日(木)11時40分頃、校長が教務主任（以下「教務」という。）に、消防用水のためにプールが満水になるように注水を指示し、同日午後の13時40分頃、校長は出張し、出張先から自宅に直帰した。
- (2) この際に、校長は具体的な注水開始の時期について教務には示さず、「同日中に注水開始」という認識ではなかった。一方、教務は「直ちに注水開始をするもの」だと考えたが、校長には確認しなかった。
- (3) 同日13時40分頃、教務がプール担当教諭（以下「担当」という。）に注水を指示し、14時頃、担当が注水を開始した。13時45分頃から約20分間、もともと予定していたプール清掃が十数名（教務・担当を含む。）で行われていたが、注水はこのプール清掃に合わせたものであった。
- (4) プール授業期間が終わった後の時期（前週は1年生授業、その週の月曜が最終日で着衣泳授業）で、注水開始時のプールの水位は半分以下の状態（プール深さ約1.2mのうち約40cmの水位で、プール排水口までの差は約80cm）であった。注水栓は手動式であり、自動止水装置はなく、1時間につき約10cm水位が上昇することから、勤務時間内には満水とはならないことが見込まれたため、退勤前に止水作業を行う予定であった。
- (5) 同日14時15分頃、担当が教務に注水を報告し、教務が職員室内の入口付近のホワイトボードにプール注水中（止水予定は16時）の掲示物を貼り出した。その直後に、教務から教頭に注水を報告した。この際に、教頭や教務から担当に対して、止水の確認や報告の指示がなされなかった。
- (6) この掲示物は新たなものに變更されたが、教務が担当に伝えたうえで貼り出して、教頭もその掲示物を見たが、貼出し時点の職員室は教員が一堂に会していない状況のため、他の教員には周知されていなかった。
- (7) 注水開始の17日(木)における当該校の状況は、児童が下校した同日午後には、上記のプール清掃のほか、週明けの校舎内引っ越しに向けた準備作業（教室内の物の移動・廃棄の仕分けなど）、学習状況調査の分析作業、同月20日(日)選挙投票所の関係者打合せ、夏休みに向けた準備など、多数の業務が立て込んでおり、教頭・教務・担当もそれぞれが対応していた。更に、前日の放課後に発生した3・4年生の児童同士のトラブルについて17日(木)にかけて

対応や調整がなされ、校長・教頭・教務・担当においても共有報告・打合せや保護者連絡などに関わっていた。

- (8) 教頭・教務・担当は、これらの業務に対応しているうちに、プールの止水を失念したまま退勤してしまった。(担当は17時に、教頭は17時35分に、教務は17時50分に退勤)
- (9) 同日18時47分頃、最後の職員が退勤したが、この職員はプール注水の事実を認知していなかった。
- (10) 翌日18日(金)0時09分頃、地域住民から警察へ「有馬小で音がする」との通報があり、0時30分頃、宮前警察署交番勤務3名が現地確認をしたところ、プールの排水が音の原因であることを確認したが、この時点では、警察から学校への連絡はなされなかった。
- (11) 同日7時頃、担当が出勤して、正門から右手にあるプールを見たところ、プールの水が止水されていないことに気が付き止水する。7時20分頃、警察が来校して、担当は止水作業中のため、事情を知る別の教諭へ聞き取りを行った。その後、教務・教頭・校長がそれぞれ出勤して状況報告がなされた。
- (12) 当該校のマニュアルは、これまでの流出事故を踏まえて事務局から発出された指導通知に従って整備されており、同年3月には、「プール期間中だけではなく、消防用に給水する場合も本マニュアルは適用となる」旨の追記改訂がされている。
- (13) プール授業期間中は、このマニュアル（注水・止水は「2名以上」で行うというルール）に従って、授業を受け持つ学年の教員が2名以上で注水・止水の操作を行い、担当が掲示物をチェックしながら、複数名で声を掛け合いながら対応がなされていたが、今回の消防用水のための注水というプール授業期間外の対応についても、本来であれば、このマニュアルに従い、2名で注水・止水を行うべきであるにもかかわらず、1名だけで対応してしまっていた。
- (14) また、当該校のマニュアルではアラームのセットについて記載があったところ、実際にはアラームの手法を取る代わりにプール授業期間中の複数名による注水・止水対応と声の掛け合いルールの徹底が図られていたが、今回はそのようになされていなかった。
- (15) 17日(木)14時頃に注水が開始され、満水に達したと推測される同日22時頃から止水された翌日18日(金)7時頃までの約9時間において注水が継続されていたが、溢れた水はプールの排水溝から下水道に流れており、プー

ル施設外への流出はない。推定流出量は167.2m³、推定損害額は14万699円

2 有馬小学校流出事故と大島小学校流出事故との差異

	有馬小学校流出事故	大島小学校流出事故
発生時期	令和7年7月17・18日	令和6年12月6・7日
推定流出量	167.2m ³	620.5m ³
プールの場所	正門付近（他への被害はない）	校庭（他への被害はない）
損害額	14万699円	50万9,478円
過失	あり（止水失念、確認・報告・指示の不足 等）	あり（止水失念、誰にも報告せずに注水 等）
過失がある職員	校長・教頭・教務主任・担当教諭	校長・教頭
業務内容	<u>消防用水のための注水</u>	<u>消防用水のための注水</u>
業務命令	<u>あ り</u>	<u>あ り</u>
施設の状況	<u>自動止水装置なし</u>	<u>自動止水装置なし</u>
実際の操作方法	<u>通常どおりの操作方法</u>	<u>通常どおりの操作方法</u>
必要な作業数	<u>複数回の注水・止水作業が必要</u>	<u>複数回の注水・止水作業が必要</u>

3 損害賠償請求の有無について

(1) 関係職員への損害賠償請求

本件については、下記に掲げる事情、当時の止水失念に至った経緯や業務状況、施設状況、過失・損害の内容や程度を考慮して、また、下記に掲げる最高裁判決、文部科学省通知、類似事例における他都市の取組の変化などを踏まえ、損害賠償請求は行わない。

(2) 過失の有無

ア 具体的時期を示さずに注水を教務に指示して不在にしたことは、校長の「過失」に該当

イ 担当から注水開始の報告を受けたにもかかわらず止水確認の指示と報告を怠ったことは、教頭と教務の「過失」に該当

ウ 単独で注水開始の作業を行ったこと、注水開始の報告時点では止水時刻を認識しながらも結果的に止水を失念してしまったことは、担当の「過失」に該当

エ 民法第709条や過去の類似裁判例に照らして損害賠償請求を行うことができるが、損害賠償請求を行うかどうか判断するに当たっては、下記の昭和51年7月8日最高裁判決に照らし、諸般の事情を考慮して判断する必要がある。

(3) 損害賠償請求に当たって考慮すべき事情

ア 市としては3年連続の流出事故であること。

イ 当事者が校長・教頭・教務主任・担当教諭で、それぞれの要因が重なったものであること。

ウ 失念自体は過失ではあるが、注水開始の当日の業務状況から、やむを得ないものであること。

エ 自動止水装置がないため、満水までに複数回の作業が必要であること。

オ 消防用水のための注水について、チェック体制が十分ではなかったこと。

カ 前回の大島小学校流出事故（損害賠償請求せず）に近い程度の「過失」であること。

4 根拠法令等

（１）根拠法令

民法第７０９条が適用され、要件は「過失」となる。

（不法行為による損害賠償）

第７０９条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※国家賠償法が適用されるのは公務員が第三者に損害を与えた場合であり、本件では市に損害を与えた場合であるため、国家賠償法ではなく民法第７０９条が適用される。

※本件は財務会計行為でないため地方自治法第２４３条の２の８（賠償請求の要件を「重大な過失」とする規定）は適用されない。

（２）従業員（職員）への損害賠償請求に係る判例（最高裁昭和５１年７月８日判決）

「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」

（３）参考・プール流出事故に係る過去の裁判例（住民訴訟）

ア 東京地裁平成９年３月１３日判決

プールに給水中である旨及び満水時の閉栓事務の引き継ぎを受けた施設管理員が、水道栓の確認は本件流出事故

当日の巡視の大きな目的であったこと等にもかかわらず、引継事項を失念したことを「重大な注意義務違反」とし、損害額の8割を請求すべきとしたもの

イ 東京地裁平成29年6月29日判決

教諭がプールの排水バルブが開き続けていた状態でプールへの給水を継続的に行ったことを「過失」とし、損害額の5割を請求したことを是認したもの

5 国や他都市の動向

(1) 文部科学省が通知の発出

ア 令和6年7月10日付け「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

イ 概要は、「学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築等が十分に行われないうまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありません」とした上で、「学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の教師等に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いします」としている。

(2) 類似事例における他都市の取組（次ページの一覧表を参照）

ア 稲田小学校流出事故以前は、損害額の5割を請求する事例が多かった。

イ 稲田小学校流出事故以降は、損害賠償請求する事例が減った。

名称	発生年月	内容	損害額	職員への請求
1 愛媛県松山市	平成 23 年 7 月	プールのバルブを閉め忘れた。	約 266 万円	半額請求
2 小田原市	平成 23 年 11 月	屋内プール閉鎖作業の際に給水管を閉め忘れた。	約 300 万円	半額請求
3 東京都	平成 27 年 5 月	プールの排水弁が閉まっていない状態で給水を続けていた。	約 116 万円	半額請求
4 千葉市	平成 27 年 7 月	プールの給水口の栓を閉め忘れた。	約 448 万円	自主返納
5 綾瀬市	平成 30 年 10 月	閉栓を確認せずに給水開始した。	約 116 万円	半額請求
6 横須賀市	令和 3 年 6 月	水質の維持管理を理由としてプールへの給水を続け流失させた。	約 350 万円	半額請求
7 広島県海田町	令和 3 年 7 月	プールの排水弁が閉まっていない状態で給水を続けていた。	約 80 万円	監査後に3割請求
8 高知県高知市	令和 3 年 7 月	給水した教員は別の教員が止水したと思い確認しなかった。	約 270 万円	半額請求
9 大阪市	令和 3 年 8 月	プールの排水弁が閉まっていない状態で給水を続けていた。	約 140 万円	自主返納
10 宮城県富谷市	令和 5 年 4 月	プールの元栓を閉めきっていなかった。	約 203 万円	請求せず
11 横浜市	令和 5 年 8 月	教員が止水することを忘れた。	約 59 万円	請求せず
12 石川県小松市	令和 6 年 5 月	一部の排水枡を開けたまま給水し続けた。	約 271 万円	半額請求
13 横浜市	令和 6 年 5 月	教員が止水することを忘れた。	約 74 万円	請求せず
14 江戸川区(2件)	令和 6 年 6 月	教員が止水することを忘れた。	約 4 万円・44 万円	自主返納
15 大阪市	令和 6 年 6 月	教員が止水することを忘れた。	未公表	未公表
16 宮城県栗原市	令和 6 年 6 月	教員が止水することを忘れた。	約 41 万円	請求せず
17 福島県福島市(2件)	令和 6 年 6 月	教員が止水することを忘れた。	約 19 万円・5 万円	請求せず
18 茨城県土浦市	令和 6 年 6 月	排水バルブを開けたまま給水し続けた。	約 290 万円	請求せず
19 横浜市	令和 6 年 6 月	教員が止水することを忘れた。	約 23 万円	請求せず
20 横浜市	令和 6 年 7 月	教員が止水することを忘れた。	約 68 万円	請求せず

21 広島県府中市	令和 7 年 6 月	排水弁を閉めないまま給水し続けた。	約 34 万円	請求せず
22 大阪市	令和 7 年 6 月	プールの操作盤を誤って触れた。	約 94 万円	検討中
23 大阪市	令和 7 年 6 月	排水弁を閉めないまま給水し続けた。	調査中	検討中
24 愛知県江南市	令和 7 年 7 月	教員が止水することを忘れた。	約 52 万円	請求せず
25 横浜市	令和 7 年 7 月	教員が止水することを忘れた。	約 98 万円	請求せず

※ 1～9 は稲田小学校流出事故（R5. 5. 17 発生）の前に公表された事案、10～20 は稲田小学校流出事故の後から大島小学校流出事故（R6. 12. 6 発生）の前に公表された事案、21～25 は大島小学校流出事故の後から公表された事案

※事務局が独自に把握した報道記事に基づき作成

6 再発防止

これまでの小学校のプールにおける水の流出事故を受け、再発防止策の取組として、注意喚起文書を発出し、プールの
ある全学校でマニュアルを整備させて、複数の教員等による開閉栓の確認と管理職への報告の徹底、プール授業期間外に
おける作業を想定させるとともに、自動止水装置のない学校プールについては止水装置の整備の検討・実施をし、学校の
水泳授業における民間活力の更なる活用について検討してきたところですが、今回の事案を踏まえ、これまでの再発防止
策が更に現場において実際的かつ有効的に運用がなされるように、また、消防用水の注水における事案が連続したことか
ら、プール授業期間外（特に消防用水の注水の際）には注意して、マニュアルの手順を徹底するよう改めて周知するなど、
引き続き取組を進めてまいります。

以上